

マイポータル制度の概要

税理士
宮本 雄司

number
10

平成29年1月から「情報提供等記録開示システム（マイポータル／マイガバメント（仮称）」のサービスが開始される予定です。これは、インターネット上で利用できる個人用のポータルサイトです。番号法附則の検討条項にその設置について規定されており、詳細は検討が進められています。システムの主要機能は、下記の3点です。

国民の利便性向上

なぜ提供したのかを確認する機能です。これにより、自分の特定個人情報が不正に流通していないかということを自分自身でチェックすることができます。

②自己情報表示機能

行政機関等が保有する自分の特定個人情報について確認する機能です。

③お知らせ情報表示機能

行政機関等からの、一人ひとりに合ったお知らせを表示する機能です。知らなかつたために行政サービスを受けられなかつた、といつことがな

くなるよう、例えば、給付金等の資格通知や権利の得失のアラート機能が検討されています。

システムへのログイン方法

は、個人番号カードの機械的な読み取り及びパスワード入力が想定されています。パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレット端末、CAT V、キオスク端末等での利用も検討されています。多様なチャネルの確保のほか、公共施設等への端末の設置やサポート体制の整備等の情報弱者対策が行われる予定です。成年後見人等の代理人が、システムにアクセスして情報の確認や申請等をすることは可能となる予定ですが、本人のプライバシーに配慮する必要があるため、利用できる範囲や

代理人の権限について慎重に検討されています。

将来的には、民間サービスの活用が可能となるシステムが構想されています。例えば、

送信機能を利用して市区町村や電力会社等の民間事業者の各種変更手続をワンストップで済ませることや電子決済機能を用いた納税等が検討されています。納付についてのお

問い合わせは、地方公共団体や日本年金機構からは、システムのお知らせ情報表示機能が利用されますが、国税についても同様に、従来通りe-Taxのメッセージボックスに届く予定です。

現在は、例えば、所得税の確定申告に関して、各種保険料控除証明書や住宅ローン残

す。今後は、証明書等のデータをシステム上の電子私書箱で受け取り、e-Taxに転記、送信可能となるシステムが考案されています。

なお、法人版ポータルについても検討されています。個人番号の利用範囲も順次拡大される見込みです。例えば、預貯金口座へ付番することにより、社会保障制度における資力調査や税務調査の際に預金情報が効率的に利用されるようになります。健康保険組合等が行う被保険者の特定健診検査情報の管理等や地方公共団体間で予防接種履歴について情報連携が可能とするといった、医療等分野における利用範囲の拡充等が検討されています。